

入札説明書

この入札説明書は、令和8年4月13日に公告した条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 文化福祉センターエレベーター設置工事
- (2) 工事の場所 虻田郡倶知安町南3条東4丁目2-2
- (3) 工事の期間 契約締結日から令和9(2027)年3月17日
- (4) 工事の概要 エレベーター設置工事实施設計に基づき、条件付一般競争入札で受注者を決定し、次に掲げる工事を実施するものである。
 - (ア) エレベーター設備一式の設置工事
 - a 形式 ロープ式エレベーター
 - b 用途 常用、人荷共用、寝台用又は非常用（常用又は人荷共用）
 - c 積載量 900Kg以上
 - d 定員 13人
 - e 速度 問わない
 - (イ) 階数 3階建
 - (ウ) 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
- (5) 本工事は地域社会への貢献を目的に、下請負人の選定や資材の調達については倶知安町内の企業を積極的に活用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

倶知安町条件付一般競争入札試行実施要綱第4条第1号から第8号までに定めるもののほか、次に掲げる参加要件とする。

- (1) 令和7(2025)・令和8(2026)年度倶知安町競争入札参加資格者名簿に許可業種として建築工事で登録されている単体または経常建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

単体企業により入札に参加する者は、次に掲げる(2)及び(4)～(6)の条件を、共同企業体により入札に参加する者は、次に掲げる(3)及び(4)～(6)の条件をすべて満たしている者とする。
- (2) 単体企業の資格
 - (ア) 令和7(2025)・令和8(2026)年度、倶知安町競争入札参加資格者名簿に許可業種として建築工事で登録されており、同種の経営規模等評価結果の総合評定値が840点以上であること。
 - (イ) 北海道内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。
- (3) 経常企業体の資格
 - (ア) 企業体の結成方法等
 - a 構成員の数は3者以内とすること。
 - b 結成は、自主結成とする。
 - c 企業体の構成員の出資比率の最小限度については、次に定めるものとする。
 - ①2社の場合 30パーセント以上
 - ②3社の場合 20パーセント以上

(イ) 経常企業体の代表者の資格

- a 令和7・令和8年度、倶知安町競争入札参加資格者名簿に許可業種として建築一式工事で登録されており、同種の経営規模等評価結果の総合評定値が840点以上であること。
- b 北海道内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。

(ウ) 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- a 発注工事に対応する許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑に共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- b 発注工事と同種の公共工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあつては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- c 工事1件の工事費が施行令第27条第1項に定める金額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合は、すべての構成員が、主任技術者を工事現場に専任で配置すること。ただし、工事1件の工事費が、同条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。
- d 前号において当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金が法第26条第2項に定める金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、原則として代表者が監理技術者をその他の構成員が主任技術者をそれぞれ専任で配置すること。

- (4) 単体企業または共同企業体の代表者は、過去15年間（平成23年度以降）に、次に掲げる同種及び類似の新築・増改築工事の建築主体工事を、単体企業又は経常企業体の代表者として請負、完了引渡した実績（公共・民間工事を問わない）を有する者であること。経常企業体の構成員のうちいずれか1社がアの基準を満たす工事を元請として施工実績を有すること。

(ア) 同類性の高い工事

・エレベーター設備一式の設置工事

- ① 型式 ロープ式エレベーター
- ② 用途 常用、人荷共用、寝台用又は非常用（常用又は人荷共用）
- ③ 積載量 900Kg以上
- ④ 定員 13人以上
- ⑤ 速度 問わない

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

・階数 2階建以上

- (5) 単体企業または経常企業体の代表者は、特定建設業の許可が必要であること。
- (6) 入札の執行までの間に、倶知安町建設工事等競争入札の参加資格に関する手続要綱（平成13年倶知安町要綱第19号）に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を有し、かつ、これらの者を配置できること。

主任技術者又は監理技術者にあつては、次に掲げる基準を全て満たし、本工事を専任で配置するとともに、現場代理人を常駐で配置すること。

なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できる者とする。

- (ア) 配置予定技術者にあつては、1級建築施工管理士又は「これと同等の資格を有する者」である

こと。

なお、「これと同等の資格を有する者」とは、次のいずれかの者をいう。

a 1級建築士の資格を有する者

b 1級建築施工管理士と同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定技術者は、「条件付き一般競争入札参加資格審査申請書」を提出する日の前3か月以上の雇用期間があること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(9) 倶知安町暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2社の場合 ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2社の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役員又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視うる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

(ア) 建設業法第3条第1項の許可証の写し

(イ) 類似工事の施工実績調書

- (ウ) 配置予定の技術者に関する調書
 - (エ) 特定関係調書
 - (オ) 総合評点値通知書の写し
 - (カ) 共同企業体協定書の写し
 - (キ) 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した長3号の封筒）
- (2) 提出期間
令和8年4月13日（月）から令和8年4月23日（木）13時00分まで
毎日9時00分から17時00分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 提出場所
倶知安町教育委員会公民館文化振興係
虻田郡倶知安町南3条東4丁目2-2 倶知安町文化福祉センター（公民館内）
- (4) 提出方法
持参することとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
- (ア) 書類の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - (イ) 提出された書類は、返却しない。
 - (ウ) 提出された書類は、無断で他に使用しない。
 - (エ) 提出期間以降における申請書又は書類の差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年4月28日（火）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年5月13日（水）までの（土曜日及び日曜日・祝日を除く。）9時00分から17時00分までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

提出先：倶知安町教育委員会公民館文化振興係（倶知安町公民館内）

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）

6 契約条項を示す場所

倶知安町教育委員会公民館文化振興係

虻田郡倶知安町南3条東4丁目2-2 倶知安町文化福祉センター（公民館内）

電話 0136-22-0230

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地 倶知安町役場2階会議室

(2) 入札日時

令和8年5月25日(月) 14時00分

※入札の執行は上記の時間のおり行います。執行時間までは待機いただくようお願いいたします。

(3) その他

入札執行にあたっては、町長より、入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

8 郵送等による入札

(1) 郵送等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付してください。(公共工事履行保証証券、履行保証保険の保証を付したとき及び共同企業体は免除します。)・免除します。

10 入札書記載金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申し出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 仕様書、図面等の貸出し、質疑、回答

(1) 入札の参加を希望する者には、特記仕様書、図面及び参考数量(以下「設計図書等」という。)を貸出すものとし、その方法等については、次のとおりとする。

(ア) 貸出し期間

令和8年4月13日(月)から令和8年5月22日(金)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)毎日9時00分から17時00分まで。

(イ) 貸出し場所

俱知安町教育委員会公民館文化振興係

虻田郡俱知安町南3条東4丁目2-2 俱知安町文化福祉センター(公民館内)

(ウ) 貸出し方法

「公示用設計図書等の貸出申請書」を提出し、設計図書等(DVD-R)の貸出しを受けるものとし、本件に関する入札及び契約以外の目的での設計図書等の利用を禁止する。

(エ) 設計図書等の返却、データ消去

貸出した設計図書等(DVD-R)は入札日に持参し、返却するものとする。

設計図書等を貸出した場合で、入札参加資格申請を提出しないなど、入札参加しない場合は、確

定となった時点で速やかに返却すること。なお、複写保存したデータは入札時をもって一式消去すること。

- (2) 設計図書等をもって現場説明会に代えるものとする。
- (3) 設計図書等に関して質疑がある場合は、質疑書（Word形式）を令和8年5月19日（火）17時00分までに以下に示すとおり電子メールにて提出すること。

なお、質疑がない場合であっても同様に、その旨を質疑書（Word形式）へ記入のうえ電子メールにて提出すること。

- 宛先：倶知安町教育委員会公民館文化振興係
- アドレス：bunka-shinkou@town.kutchan.lg.jp
- 件名：質疑書
- 本文：〈以下の事項を記載すること〉
 - ・単体企業体名/共同企業体名/担当者名/回答返信先のメールアドレス
 - ・対象工事：文化福祉センターエレベーター設置工事
 - ・質疑：あり/なし
- ※質疑が無い場合もその旨を質疑書（Word形式）に記載しメールのこと

※質疑書提出の翌日（土曜日及び日曜日、祝日を除く）までに、メール收受の返信が無い場合は、未着の可能性があるので事務局へ照会すること

- (4) 電話や口頭での質疑や質疑受付日以外に提出された質疑は受付しない。
- (5) 質疑に対する回答は、令和8年5月21日（木）に、回答書（Word形式）を電子メールにて送信する。
- (6) その他、閲覧図書等説明書による。

13 支払条件

(1) 前払金

工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、契約金額の4割に相当する額以内で前払金を請求できる。

(2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内で中間前金払を請求できる。

(3) 部分払

可。ただし、回数は1回とする。

※ただし、中間前金払と部分払は選択とする。

14 契約書作成の要否 必要とする。

15 予定価格等

(1) 予定価格 公表しない。

(2) 最低制限価格 設定する。

(3) 入札の執行回数は2回とし、再々度入札は行わない。

(4) 工事内訳書は、入札の際に提出すること。

令和7年12月「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正により、工事内訳書に「直接工事費の内、材料費、労務費。また、現場管理費の内、「法定福利費

の事業主負担額」、「うち建退共制度の掛金」、「安全衛生経費」の明示が必要となります。本項目が明示されていない場合、失格となりますので、ご留意願います。

代表者が入札代理人に入札の権限を委任する場合、入札書及び工事内訳書ともに代理人の氏名記載と押印が必要となります。入札書と工事内訳書の氏名・押印が違っている場合は失格となりますので、ご留意願います。

16 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、俱知安町財務規則（平成13年俱知安町規則第16号）第131条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、俱知安町の競争入札心得を遵守すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) 予定価格が5,000万円以上の工事の場合は、俱知安町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年俱知安町条例第3号）に基づき議会の議決を要するため、落札者決定後、速やかに仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。
- (5) その他不明な点は、俱知安町教育委員会公民館文化振興係（俱知安町公民館内）に照会すること。

TEL : 0136-22-0230 e-mail : bunka-shinkou@town.kutchan.lg.jp